

予約相対取引承認要領

卸売業者と仲卸業者または買受人との間においてあらかじめ締結した契約に基づき確保した物品の卸売（以下「予約相対取引」という。）については、函館市水産物地方卸売市場条例施行規則第47条の規定のほか、この要領に定めるところによるものとする。

1 対象品目

- (1) 品目または品質が特殊であるため、需要が一般的でない物品であること。
- (2) 一定の規格または貯蔵性を有し、かつ価格が比較的安定している物品であること。
- (3) 生産最盛期にあつて、供給事情および価格が比較的安定している物品であること。

2 集荷方法

- (1) 通常の商品取引に必要な数量とは別に確保することとし、通常の商品取引に係る物品として集荷した物品のうちから分荷してはならない。
- (2) 集荷は、卸売業者の買付けによって行うものとする。

3 卸売数量

確定数量とし、取引の単位はできるだけ大きくし、その効率化を図らなければならない。

4 卸売価格

卸売価格は、当事者である卸売業者と仲卸業者または買受人との契約に基づく一定の価格とする。

5 契約期間等

3ヶ月以内とし、その期間内は、原則として継続して取引されること。

6 承認申請の手続

規則第47条第1項に定めるところによる。

7 届出事項

卸売業者は、当該契約に係る卸売を完了したときは、直ちに予約相
対取引販売届出書を市長に提出しなければならない。

附 則

この要領は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年6月21日から施行する。